

家畜伝染病予防施行規則の一部を改正する省令案の概要

令和 8 年 4 月
農林水産省消費・安全局

I 趣旨

農林水産省では、第221回国会に家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（以下「改正法案」という。）を提出したところである。改正法案では、最近における家畜の伝染性疾病の発生状況等を踏まえ、国内の防疫体制の強化及び効率化を目的として、豚熱のと殺対象範囲の見直し等を内容とする改正を予定している。

これに伴い、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「省令」という。）について、所要の規定の整備を行う。

（なお、本省令案の改正は、改正法案の成立・公布が前提となる。）

II 改正の概要

豚熱の疑似患畜について、家畜の所有者が全頭殺処分を行わなければならない都道府県の区域として、北海道を規定する。（省令第28条の2（新設）関係）

III 施行期日

未定（改正法案の公布日）